

## 会議録

会議の名称	平成29年度第5回西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会
開催日時	平成29年12月15日（金曜日）午後7時から午後9時まで
開催場所	田無庁舎2階 202・203会議室
出席者	委員：普光院部会長 井上部会員 武田部会員 鳴海部会員 吉野部会員 事務局：保谷子育て支援部長 飯島子育て支援課長 遠藤保育課長 岡田子育て支援部主幹 齋藤児童青少年課長 日下部子ども家庭支援センター長 武田西原保育園長 笹本けやき保育園長 海老澤保育課課長補佐 古川保育課係長 保育課里主任 保育課豊田主事
議題	議題1 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告（案）及びまとめ（案）について
会議資料の名称	資料1 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告（案） 資料2 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会まとめ（案） 参考資料1 子育て世代包括支援センター資料 参考資料2 第4回会議会議録（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発信者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>○事務局： 定刻となりましたので、第5回西東京市子ども子育て審議会 保育園あり方検討専門部会を始めさせていただきます。議題に先立ちまして、第4回会議録の確認をさせていただきます。参考資料2を御覧ください。事前に部会員の皆様に御確認をいただき、御指摘いただきました部分を修正したものとなっております。これを会議録としてお認めいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>《会議録の確認》</p> <p>○事務局： ありがとうございます。 それでは、普光院部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p> <p>○普光院部会長： ここからは、私が部会長として進行させていただきます。よろしく願いいたします。会議に入る前に、資料の確認を事務局からお願いいたします。</p> <p>○事務局：《資料確認》</p>	

○普光院部会長：

それでは会議に移りたいと思いますので、傍聴希望の方にお入りいただきください。

《傍聴者入場》

議題1 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告（案）及びまとめ（案）について

○普光院部会長：

それでは、議題1 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告（案）及びまとめ（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局《資料1、2及び参考資料1について説明》

○普光院部会長：

事務局から御説明のありました資料2の内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

1 ページの 2 公設公営保育園が存在する意義 (2)公設公営保育園の役割についてですが、前回の検討時に、一般的な保育所として存在することの意義が、まず、最初にはないと違和感がある場合があるのではないかと御指摘がありました。保育所のいちばんの本体は日々の保育です。日々の保育をしているという機能から、さまざまな支援が出来るキャパシティを持っているという考え方ですので、これまでの本体保育をしっかりと蓄積してきた知識、経験等を生かして行うということ、私の方で最初に入れさせていただきました。

子育て世代包括支援センターにつきましては、国では子ども子育て支援新制度の利用者支援事業と母子保健で進めてきた事業を合体したような形になっていると思います。もともとそういった構想はありましたが、国が示している雛形に繋げていくことで、より理解を得やすいのではないかとということで新たに加えられた部分だと思えます。

○鳴海部会員：

現在の基幹型保育園や地域子育て支援センターの機能を、他機関との連携を強化しながら充実をさせていくところが、子育て世代包括支援センターではないかと思うと、コーディネーターとして現場で働いている中で思っていたことが、より具体的になっていくと感じます。

○普光院部会長：

今までも母子保健分野との連携はあったと思いますが、それを仕組みとして決めることで、より仕事がしやすくなるということはあると思います。

(3) 公設公営保育園の役割の具体的なイメージにつきましては、皆さんの御意見がまとめられていると思います。

3 ページの イ 地域の子ども・家庭支援【今後追加で求められる事業】に、私が御提案して書き足したところがあります。・養育支援型一時保育の2行目、「ゆるやかな一時保護」というところですが、私は一時保護的な機能を持つ一時保育というイメージでしたが、一時保護というのは児童相談所が行うものであり、言葉としてもわかりにくいかと思いましたので、ここの部分を削除させていただきたいと思えます。

一時保育につきましては、非常に重要性が増しているということで、待機児童対策と保育士不

足の煽りで不足しており、在宅子育て支援が弱くなっているという指摘も他の地域で聞きました。そういった意味でも、民間でもやっておられるところは多いと思いますが、公立保育園が率先してやっていくということも、大事ではないかと思っております。

3 公設民営保育園の民設民営化については、いかがでしょうか。

○井上部会員：

公設民営保育園を民設民営園にするというところで、4ページの3段落目「なお、民設民営化の実施方法を検討するに当たっては、～」のところに、「民間事業者の選定が重要であり」と書いてありますが、これは今、公設民営として委託している法人についても、再度選定をしなくてはいけないということですか。

○事務局：

市の制度として、もう一度公募をかけて、選定をすることになります。

○井上部会員：

そうすると、今、公設民営園でやっと保護者の理解を得た法人と保護者の関係が、場合によってはゼロからやり直さなくてはいけなくなるということが起こり心配です。

以前、公設民営園が民設民営になる時、保護者の混乱はないという個人的な意見を申し上げましたが、それは今までの法人が民設民営を引き受ける場合を想定していました。

公募となると、例えば、サービスが目立つ株式会社が手を挙げてきて、保護者がそこに流れてしまうようなことがあった場合、保育の質の確保が危うくなるのではないかという心配があります。別に項目を作るのかもしれませんが、民設民営化する際の委譲先の法人について、社会福祉法人にしてもらいたい等、そういった要件を付け加えることはできないのかと思います。

○普光院部会長：

西東京市の規定では、公設民営保育園を民設民営化する場合にも再選定をするということですか。

○事務局：

財産処分や定期借地権等のこともあり、公募という形を取らざるを得ませんので、再度、事業者を選考することになります。

○普光院部会長：

他の自治体で指定管理者をそのまま民設民営にした、というケースがあったように思います。それは西東京市では出来ないということですか。

○事務局：

財産処分の関係もあり、制度として出来ない状況です。

○普光院部会長：

公設民営園の民設民営化というものの手順や選定基準は、今後、検討できますか。

例えば、運営実績や継続性という部分を、選定の重要な審査事項とすることはできますか。

○事務局：

子どもの最善の利益のためといった視点を入れた選考を検討して欲しいといった御意見として、加味していければと思っております。

○井上部会員：

それは、まとめて追記で入れていただくことが出来るということでしょうか。是非、入れていただきたいと思います。

○事務局：

はい。

○普光院部会長：

私は保護者の総意は、今、信頼している保育園を継続して欲しいということだと思います。継続性というのは非常に子どもにとっても重要な質なので、子どもの最善の利益といった視点は是非盛り込んでいただきたいです。

○井上部会員：

民営化になって落ち着いている園に関しては、また同じ混乱を経験することは子どもにも保護者にも負担になり、大変だと思います。なるべく環境を変えない方法をお願いしたいと思います。

○普光院部会長：

そういった選定基準を設けた方が良いと思うのですが、公募の際に明確にしておかないと他の応募してきた事業者に対して不公平になりかねないと思いますので、こういった選定基準が敷かれているということを打ち出した方が良いのかとも思うのですが、いかがでしょうか。

事業者に対する公募というところの制約もあるかと思いますが、子どもや保護者にとって、いちばん良いのは良い保育が継続されることであり、それだけは間違いがないことだと思いますので、そういう着地点が見出せ、しかも公正と認められるような公募の方法を取っていただきたいと強く思います。

○井上部会員：

それは市の制度で、「お願いします」と言えないということでしょうか。

○事務局：

仕組みとして、公募により選定ということになっておりますので、そこを崩すことは出来ません。そこを踏まえ、公平性を保ちながら、選定をしていくということになります。

都営住宅の1階部分は東京都の持ち物ですが、東京都の要綱で、事業者が変わる場合は、地元の自治体において公募により選定をし、その後その自治体が推薦をして東京都が認めるという流れになっておりますので、こちらにつきましても、やはり公募せざるを得ないということになります。

基本的に公募というのは、事業者にとって平等ということだと思います。事業者それぞれの実績、信頼性等、そういった中での評価は当然でてくると思います。

具体的な採点基準などは、別途考えていく必要があるかとは思っておりますが、委託化の際の選定方法をもう一度取っていきたいと思っております。いちばん大切なのは、事業者に対しての信頼性や園長候補に対しての人間性等です。面接をさせていただいたり、当然平等に選定を行いますが、その中での採点といったところで、今の事業者に参加していただければ、結果として選ばれる可能性が高いのではないかと考えております。

○普光院部会長：

委託化の時と基本的には同じでなくてはいけないということは分かりましたが、これまで公設

民営としてやってきたものを、更に民設民営化するという事なので、選定基準については、従来のものを少し変更して揃えるということは出来るのではないかと思いますし、継続性が重視されるような選定基準で審査をすることが必要ではないかと思えます。

公設公営から公設民営になる時も、公立保育園の保育を受け継ぐということを非常に重視したはずですので、それと同じことを明確に、審査基準としても良いのではないかと思えます。

○井上部会員：

追記をしていただきたいと思えます。

○武田部会員：

私の現場では、この先、自分達がどのようになっていくのだろうという不安を抱えています。

これまでの努力、保護者との関係性などいろいろな問題をどのように実績を評価して、次に繋げていかれるのか心配をしています。事業者側に問題がなければ、事業が継続できるように図っていただきたいと思えます。

○普光院部会長：

制度上やむを得ないということですが、他自治体の、従来の法人を民設民営に移したという件も何らかの手續を踏んでいるということでしょうか。

○事務局

それぞれの自治体によって考え方等は違うと思えます。

○井上部会員：

公募をするにあたって、例えば、今の事業者を優先して欲しいという保護者からの総意があった等の場合でも、避けて通れないということでしょうか。強い要望があれば省略できる等、そういう方法はないということですか。

○事務局：

財産処分の関係で、公募をかけて選定をするということになっていきますので、手續は踏ませていただきたいと考えております。

○井上部会員：

そこで働いている保育士は不安になるのではないのでしょうか。自分の職場がどうなるかわからないという状況であれば、他へ転職をしてしまったり、長年勤めていた保育士がそれを機に辞めてしまうということにはならないのでしょうか。

○武田部会員：

保育士が不安というより、継続して事業が行えないとなった場合、事業者が職員を解雇することになりますので、身分の保障等、事業者としての責任をどう取っていくのかという問題も起きてきます。簡単ではないので、十分検討していただきたいと思えます。

○事務局：

今まで、保育分野以外でも障害者施設等、同様に公募をして委託事業を民営化してきておりますので、保育だけを特別扱いするということは困難であると考えています。選定において公平性は大切ですので、差をつけることは難しいですが、今までの実績や保育の内容、取組姿勢等、専門家の先生や保護者の方々の御意見を踏まえれば、子どもにとって最良な結果が出るのではないかと考えております。

○普光院部会長：

仮に応募があったとしても、子どもの最善の利益のために、委員は粛々と審査をするしかありません。保育所の場合、いちばん重んじなければならないのは子どもの最善の利益です。それが重んじられないような仕組みや制度は、児童福祉に反しているということになりますので、あくまでも子どもの最善の利益ということに集中した審査基準や審査体制で、きちんと粛々とやっていくという考えで良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○武田部会員：

財産の処分というところで、処分ではなく貸与、貸付のような場合、処分にはあたりませんか。

○事務局：

貸付であっても、市以外が使用する場合は、処分になります。

○武田部会員：

無償の貸付でも有償でも同じですか。

○事務局：

無償でも有償でも、公共の税金を投入して整備したものを特定の事業者へ貸付するということになりますので、同じになります。

先ほど部会長がおっしゃった他自治体の、同じ法人が引き継いでいるという場合においても、財産処分は行われており、何らかの手続きは取っているものと思います。西東京市は例外なく、公募をするというのが現在のルールです。そのルールは、自治体によって違いがあると思います。

○普光院部会長：

手続については了解せざるを得ないと思います。逆のケースを考えると、質の悪い事業者が運営していて変更したい場合、この切り換えの時に関係を清算できるというメリットもあると思います。

○武田部会員：

それは保護者との関係において、かなり混乱を来し、修復するにはエネルギーが必要になるということを知っています。最初の公設民営の事業者選定をしっかりとしていく以外にないということですね。

○普光院部会長：

公設民営の事業者選定は慎重に行われたと思っていますが、5ページの④、「新たな役割を担うための職員を確保するために、公設公営保育園の一部について、公設民営保育園と同様に民設民営化し」というところで、つまり、今後の民営化は直接、民設民営化になるということで、現在ある公設民営保育園についてのこのような問題は発生しなくなります。

保育所という事業の特性に合わせて仕組みを変えられないのかという思いはありますが、現在ある公設民営園については、継続性が保たれる視点からの選定というものをやっていくしかないと思います。

4ページの3段落目「なお、民設民営化の実施方法を検討するに当たっては～」のところについては、もう少し検討をしていただくということによろしいでしょうか。

○事務局：

どういったことを追記したら良いか、御提案いただければと思います。

○普光院部会長：

「重要であり、」の後に、「選定方法を慎重に検討すべきである」ということを入れますか。

公募範囲はどうなりますか、地域や事業者の種別を限定する等、自治体がそれぞれ決めていると思います。

○井上部会員：

選定方法に関しても、詳細はここに書き込めますか。

○事務局：

それは難しいです。その時に選定委員を集めて、公平な公募要綱等を作成していくことになります。

○普光院部会長：

その時に継続性ということを重視してもらえるような、ここにもう一言、「継続性」とはっきり加えたほうが良いかと思いますが、「継続性」と入れると、意図的になりますか。

○事務局：

「継続性」と入れてしまうと公平性の観点から良くないと思いますので、「重要であり、」の後に、「選定方法は慎重に検討すべき」ということと、「子どもの最善の利益を重視した」というような表現を入れてはどうでしょうか。

○武田部会員：

いちばん困るのは、混乱が起きることです。「不要な混乱をきたすことのないよう」や、「混乱及び不安」というような言葉が入ってくると、少し意味が出てくるかと思います。

○普光院部会長：

選定がいつ頃になるのかということも気になりますが、継続性がしっかり引継がれていくことが期待するところであり、そうでなければ懸念が大きくなってしまうということだと思います。

答申には入りませんが、この部会の中で、事業者が変わり、子どもや保護者が混乱することについての懸念があったという事実を、どこかに残しておくことは出来ないでしょうか。

○事務局：

今回の会議の内容は会議録に残りますし、審議会で部会長からご報告をしていただく時に、そういうところが議論になったということをお伝えいただくことは出来るかと思います。

○普光院部会長：

わかりました。それでは、私の方からこの懸念について口頭でお伝えをして、より多くの方に心に止めておいていただき、そのような事態になった時には適切な判断をしていただけるということを期待したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局：

追加する文言としては、「選定方法を慎重に検討する」ということだけでよろしいですか。

○普光院部会長：

「重要であり、」の後に、「子どもに最善の利益を重視し、選定方法を慎重に検討すべきである。」と一度切ってから、「あわせて～」と続けるのが良いと思います。

○事務局：

その後は、「検討することが望まれるが、ただし、～」と続けてよろしいですか。

○普光院部会長：

はい。

4 今後の更なる議論に向けての部分は、公設公営園が今後、機能を充実させていくために民設民営化が必要になるという話が進みつつ、同時に「5ブロックを概ね8ブロック程度に細分化し、各地域の子育て支援、民営保育施設の支援を行える公設公営保育園の配置を検討する必要がある。」となっていくと思いますが、8ブロックに基幹型保育園が配置されるという書き方でなくても良いのですか。

○事務局：

基幹型保育園というのは、ひろば事業が実施されています。スペース等の関係で8園全てでひろば事業を行うことは出来ませんので、3園は相談機能等を行い、基幹型保育園として、ひろば事業と併せて行っていくのは5園という考え方で、公立の役割として書かせていただきました。3園につきましては、基幹型保育園が担っていた機能のうちの、ひろば事業を除いた機能の部分が付加されるという形で、8ブロック全てにひろばはありませんが、公設公営保育園には地域連携、相談機能等、そういったものは全て備えているという状況をイメージしていますので、基幹型保育園を8ブロックではなく、公設公営保育園を8ブロックという書き方にしております。

○鳴海部会員：

ひろばはなくても、園庭や施設の開放等、地域の保育支援と協力をして、ひろば事業的なことを充実させていくことは出来るのではないかと思います。

○武田部会員：

子育て世代包括支援センターの構想は、これからとても大事な事業だと思っています。子育てをするにあたって、気楽に継続的に相談ができる場所が近くにあるということがどれだけ大事かということと、その中で早期発見、早期養育というところにも繋がっていき、保護者自身の精神的な支えになることも含め、母子が健全に育っていかれるような社会的な支援が出来る場所というのは保育園だと思います。情報も多く、より具体的に、より身近なところで、実際に子どもを前に相談できるひろば等は、しっかり発展させていきたいと感じています。

「継続的に」ということが大事な部分だと思います。相談は転々としていくことも多く、そこでのアドバイスは一定の効果はありますが、返って情報が混乱して、プラスにならないケースもあります。継続的に保護者と一緒に歩めるようなところになると良いと思います。

○鳴海部会員：

一つの施設で継続して切れ目なく支援できる仕組みが出来るというのは大きいと思います。

○普光院部会長：

そこに子どもの生活があるということが、強みです。保育の実践があり、子どもの生活があるからこそ、分かっていることや出来ていることは多くあると思います。

○武田部会員：

保育園を活用するということが、これからの時代に必要だと思います。

○普光院部会長：

保育の量だけではなく、質をしっかり持たせることで、社会の役に立ち、地域のためになるということだと思います。

○武田部会員：

保護者が育てにくさを感じている中で、子どももそういう保護者の気持ちを受けて、ストレスをいっぱい抱えているということもたくさんあります。それを軽減するだけでも役割としては大きいと思います。ちょっとしたアドバイスで保護者が変わり、保護者が変わればお子さんも変わる、という好循環になります。

○普光院部会長：

両者を見ながら支援できるというところが良いと思います。

○井上部会員：

それは、相談に来た人が保育を通じてアドバイス等を受けることが出来るということですか。

○武田部会員：

ひろば事業のように、保護者と一緒に遊んでもらい、そこで関わりながらリラックスをして話しをすることもありますし、一時保育で母子を分離して、ストレス解消ということもできると思います。

○普光院部会長：

ここに上がっている項目、それぞれに意味があり、保育や子育て支援をしてきた経験が出ていると思います。最終報告は1枚ですが、まとめも関係者の方にはしっかりと目を通していただきたいと思います。

そろそろお時間ですが、先ほどの訂正等の他に、何かありましたら私の方で預らせていただいて、必要な修正等を加えさせていただくということでよろしいでしょうか。

資料1 最終報告につきましても、このように要約するということがよろしいでしょうか。審議会の場で明確にしなくてはならない事柄に絞って、報告をさせていただくという形になっております。この最終報告を見ていただいて、詳細については、まとめを見ていただくということになります。

○事務局：

20日の水曜日が審議会ですので、訂正したものを月曜日に改めて部会員の皆様に見ていただきたいと思います。

まとめや最終報告で気になる点等がございましたら、月曜日の正午までに御連絡をください。その内容を踏まえたものを、月曜日の夕方にお送りいたします。

○普光院部会長：

月曜日の夕方に、最終的なものをいただけるということですので、その内容を20日（水）の審議会で御報告をさせていただきます。

## 2 その他

○普光院部会長：

その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局：

10月6日から始まりました専門部会も、本日が最終回となりました。約2か月間に渡り、御協力をいただきまして、ありがとうございました。

今後につきましては、12月20日（水）の子ども子育て審議会におきまして、本部会で議論していただきました内容について部会長から御報告をしていただき、審議会として、西東京市公立保育園の在り方について答申を策定していただいた上で、市長に報告をする予定となっております。

部会員の皆様におかれましては審議会にも御出席をされるかと思っておりますので、本部会での検討内容について、御意見、御感想をいただくことがあるかと思っております。その際は御協力をよろしくお願いいたします。

○普光院部会長：

本日でこの専門部会は最後となります。おかげ様で良いものにまとまったのではないかと思っております。本当にありがとうございました。